

地震災害発生時の活動

地震によって建物に倒壊、損傷等の被害が生じた場合、地方自治体は余震による二次災害を防止するために、被災建築物に対して応急危険度判定を行うことになる。建築士会の地震災害発生時の活動は、この判定業務を支援することが中心となるが、被災地建築士会は活動に関する情報を近接建築士会、ブロック会、日本建築士会連合会に緊急連絡を行い、必要な支援が得られるよう体制を整える。

(要綱、第1、第5)

1 被災建築物の応急危険度判定への協力

建築士会は、地震災害発生に伴い、地方自治体から支援を要請された場合、会員の中から、必要な要件を満す判定士及び判定士コーディネーターを選び、派遣することについて協力するものとする。

要請を受けた判定士及び判定士コーディネーターは地震被災建築物応急危険度判定士の業務基準に則って業務に従事するものとする。

(実本、第2)(判定)(判定コ)

2 被災建築物の応急危険度判定関連業務への協力

応急危険度判定の実施に関連して、建築士会は、地方自治体から判定実施本部、支援本部等の業務応援のための要員の派遣、被災度判定区分、建築物所有者からの相談、質問等への対応について協力を要請された場合、可能な限り協力する。

(実本、第19、第21)

3 応急危険度判定に関わる費用、補償等

1) 判定行為そのものはボランティア活動であり、無報酬であるが、地方自治体の支援要請があった場合、他都道府県の集散地への交通費、宿泊費については全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める経費負担のガイドラインに従って支払われることになる。

(広域、第15)

2) 判定士が地方自治体の要請を受けて行う判定活動中の事故並びに訓練によって生じた事故等に対しては、全国被災建築物応急危険度判定協議会の定める基準に従って補償されることになる。

(要綱、第8)(震前、第7)

4 建築士会自らの被災

建築士会自ら被災して地方自治体からの協力要請に応じ難い場合、その旨を説明、同時に、近接建築士会、ブロック会、日本建築士会連合会に状況を伝え、自らの被災復旧に必要な支援を要請する。要請を受けた建築士会等は、協力して被災建築士会の救援復旧に協力し、地方自治体からの支援要請に備えて体制を整えるものとする。

5 被災が広域な場合

被災の範囲が広く、多くの地方自治体に及ぶ場合でも、各建築士会に対する支援活動の要請はそれぞれの都道府県からなされることになっているが、各建築士会は都道府県と、ブロック会は応急危険度判定ブロック協議会と、また、日本建築士会連合会は応急危険度判定協議会及び国土交通省と必要な連絡調整を図り、連携して建築士会の広域支援活動が円滑に進むように努めるものとする。

(要綱、 第5)

6 建築関係他団体との連携

判定及び判定関連業務の支援活動を効率よく進められるように、各建築士会、ブロック会、日本建築士会連合会は、それぞれ他の建築関係団体と連携し、協力関係を確立、維持する。

7 被災地の復旧、復興への協力

建築士会は地方自治体等から被災地の復旧、復興にかかわる業務の支援を要請された場合は、積極的にこれに協力する。地方自治体等から要請がない場合にあっても、必要に応じて、独自に復旧、復興にかかわる計画提案を行うものとする。被災地建築士会はこれらの活動について、ブロック会、日本建築士会連合会に協力を求めることができる。また、建築関係他団体と共同で行うことも可能とする。

8 活動記録のまとめ

要請を受けて支援活動に参画した建築士会は、活動が終息した段階で、速やかに活動報告書をまとめ、要請した地方自治体の同意を得て後、ブロック会、日本建築士会連合会に提出するものとする。

支援活動の記録は、地震災害の内容が多様であり、ひとつひとつの記録が、後々、全国建築士会の支援活動及び防災対策にとって貴重な資料となることから、詳細にまとめ、日本建築士会連合会に提出する。日本建築士会連合会は、その記録を維持管理し、全国の建築士会にその情報を開示する。要請があれば、他団体に対しても同様とする。